

2021.10

損害保険の申請代行サービスの契約は慎重に

【事例】

豪雨や台風の影響で屋根から雨漏りするようになった。「損害保険を利用して自己負担なしで修理ができる。保険金の申請手続きもサポートする」と業者が訪問してきたので、保険金の申請手続きを依頼した。契約した後に、契約書をよく読むと「保険金が振り込まれたら、必ず当社と工事契約をする。キャンセルした場合は保険金の40%の額を違約金として支払う」と書かれていた。

【アドバイス】

自然災害が起こるたびに、「保険金を使って修理工事ができるので、自己負担はない」など、無料を強調した住宅修理工事契約の相談が寄せられています。契約書に、「保険金が認定された後、修理工事を解約すると、違約金として保険認定額の●%の料金を請求する」と記載されていることが多く、解約すると高額な違約金を請求されるというトラブルにつながりかねません。

保険金の申請は自分でも手続きできます。家屋



が被災したら、まずは自分で保険会社に問い合わせましょう。事例のような訪問販売は、契約して8日以内であればクーリング・オフできます。契約は慎重にしましょう。困ったときは早めに消費生活センターに相談して下さい。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）

2021.11

「お試し」のつもりが定期購入に 契約内容は詳しく確認を

【事例】

SNSの広告で「ダイエットサプリが初回限定500円」と出していたので注文した。届いたサプリを飲んでみたが思ったような味ではなく、おなかの調子も悪くなつたので途中で飲むのを止めた。ところが、約1ヶ月後に同じ商品と1万円の請求書が届いた。請求金額が1万円と高かつたので販売店に電話すると、「回数縛りのない定期コースの契約なので、次回発送予定日の10日前までに連絡がなければお届けする。届けた商品代は支払ってもらう」と言われた。

【アドバイス】

1回だけの「お試し」のつもりで申し込んだのに、定期購入だったという相談が多数寄せられています。「〇%オフ」などの強調された文字に惑わされがちですが、小さな文字で詳細な契約内容が書いてあることがあります。画面は隅々まで見

ることが必要です。インターネットやテレビなどの通信販売にはクーリング・オフが適用されません。注文する前に、定期購入ではないか、総額はいくらか、返品条件など契約内容をよく確認しましょう。トラブル予防のためには注文画面の保存や、販売店とのやり取りをメモして残すことをお勧めします。困ったときは、早めに、消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）

